

地域を支える医療施設等事業者の
皆様に応援します！

令和5年度
第2回

医療施設等

物価高騰対策
支援金

のご案内

申請受付期間

令和6年

2月5日

月

～

令和6年

4月19日

金

※当日消印有効

コロナ禍の長期化に加え、原油や原材料価格の高騰等により厳しい環境が続く事業者等への支援として、
医療施設等（病院・診療所・助産所・薬局・歯科技工所・施術所）に支援金を支給いたします。

支給対象者

所在地が福島県内にあり、令和5年10月1日時点で事業を実施している医療施設等
事業を実施していない（休止含む）医療施設等は支給対象外になりますのでご注意ください

申請書類

医療施設等物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）等ダウンロード

申請方法

以下の2種類の書類をご準備いただき、申請書提出先となる
「医療施設等物価高騰対策支援金事務局」まで、郵送でご提出ください。

①医療施設等物価高騰対策支援金申請書（様式第1号）

②振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し

※助産所・薬局・施術所につきましては、さらに写し等が必要な為申請書等作成マニュアルのP4の添付書類をご確認下さい。

※預金通帳等の写し:通帳表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号が記載されている部分）の写し

※支援金支給通知ですが、法人単位で申請された方も施設単位での支給通知となりますので、ご了承ください。

問い合わせ・申請書提出先

福島県医療施設等物価高騰対策支援金事務局

コールセンター

090-1413-9638

受付時間 / 9:00～17:00 ※土日・祝祭日を除く

〒960-8043 福島県福島市中町1-19 福島中町郵便局留

「福島県医療施設等物価高騰対策支援金事務局」宛

<https://fukushima-iryoushissetutoushienkin.net/>

事務局
ホームページは
こちらから



対象医療施設等及び支給金額

交付対象者	交付対象施設等の区分	支援金額	交付要件
<p>県内に所在する病院、診療所、助産所、薬局、歯科技工所、施術所を設置、運営する法人又は個人等</p> <p>※国又は地方公共団体が設置主体の場合、公営企業会計など、通常の予算とは別に運営されている施設等の設置主体に限る。</p> <p>※令和5年10月1日現在及び申請日において、施設を運営していること。</p>	<p>病院 (許可病床数が300床以上)</p>	<p>1施設につき 1,000,000円 1床につき (※) 36,400円 ※使用していない病床については支援対象外とする</p>	<p>○医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき開設している病院又は診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けていること。</p> <p>○同一施設において医科と歯科の両方で保険医療機関の指定を受けている場合にあっては、いずれか一方のみを対象とする。</p> <p>○支援金額の算定基礎となる病床数は、令和5年度の病床機能報告（※）における「最大使用病床数」とする。精神科病床については、令和5年度の精神科病院月報における「最大稼働病床数」とする。 なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により届け出た病床（医療法の規定に基づく許可病床以外の増床分）の使用病床数を含むものとする。</p> <p>※令和5年度の報告が未了の場合は、報告後に本支援金を申請すること。</p>
	<p>病院 (許可病床数が299床以下)</p>	<p>1施設につき 500,000円 1床につき (※) 36,400円 ※使用していない病床については支援対象外とする</p>	
	<p>診療所（有床）</p>	<p>1施設につき 500,000円 1床につき (※) 36,400円 ※使用していない病床については支援対象外とする</p>	
	<p>診療所（無床） 歯科診療所</p>	<p>1施設につき 200,000円</p>	
	<p>助産所</p>	<p>1施設につき 200,000円</p>	<p>○医療法の規定に基づき開設している助産所（出張專業の場合を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法（昭和40年法律第151号）に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施している施設。</p>
	<p>薬局</p>	<p>1施設につき 100,000円</p>	<p>○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき開設している薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設。</p>
	<p>歯科技工所</p>	<p>1施設につき 100,000円</p>	<p>○歯科技工士法（昭和30年法律第168号）の規定に基づき開設している歯科技工所。</p>
	<p>施術所</p>	<p>1施設につき 50,000円</p>	<p>○あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定に基づき開設している施術所（出張專業を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設。</p> <p>○同一施設で、あはき法と柔道整復師法の両方を開設している場合はいずれか一方のみを対象とする。</p>